

第15回（平成30年度第1回）
南あわじ市子ども・子育て会議 次第

日 時：平成30年8月29日（水）午後1時30分～
場 所：南あわじ市役所 本館 304・305会議室

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 自己紹介

4. 議 題

（1）子ども・子育て支援事業計画に基づく平成29年度事業実績について

P. 2～10

（2）第二期子ども・子育て支援事業計画の策定について

P. 11～14

（3）今後のスケジュールについて

P. 15

（4）その他

（5）次回（第16回）の開催時期について

 月 日（ ） 13：30～

5. 閉 会



子ども・子育て支援事業計画に基づく平成29年度事業実績について

1. 教育・保育施設

(1) 幼稚園及び認定こども園（保育の必要のない児童） 子育てゆめるん課 子ども育成係

1) 幼稚園（公立3園・私立1園）

1号（3歳以上）：82人（湊・津井・志知）+8人（淡路さゆり）

2) 幼保連携型認定こども園（公立1園・私立1園）

1号（3歳以上）：1人（伊加利）+1人（松帆南）

※確認を受けない幼稚園（洲本市：柳幼稚園）16人を含む。

※確認を受けない幼稚園（洲本市：柳幼稚園）16人を含む。

単位：人

		29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	合計	107	122	125	123
	1号	107	40	125	40
	2号（教育）	0	82	0	83
②確保方策	教育・保育施設（幼稚園、こども園）	122	122	123	123
② - ①		15	0	▲ 2	0

(2) 保育所及び認定こども園（保育の必要な児童） 子育てゆめるん課 子ども育成係

- ・ 保育所・保育園（公立11園・私立1園）
- ・ 幼保連携型認定こども園（公立1園・私立2園）
- ・ 小規模保育所1カ所（ぬしま）
- ・ 事業所内保育所2カ所（すくすく、翁寿園）

単位：人

		29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	合計	1,372	1,295	1,330	1,312
	2号（保育）	976	1,002	1,000	1,014
	3号（0歳）	74	21	52	21
	3号（1～2歳）	322	272	278	277
②確保方策	合計	1,372	1,295	1,330	1,312
	教育・保育施設（幼稚園、こども園）	1,335	1,289	1,304	1,306
	2号（保育）	971	1,002	994	1,014
	市内	955	982	982	994
	広域利用受入	16	20	12	20
	3号（保育）	364	287	310	292
	市内	359	277	303	282
	広域利用受入	5	10	7	10
	地域型保育事業（小規模・事業所内）	37	6	26	6
	2号（保育）	5	—	6	—
3号	32	6	20	6	
② - ①		0	0	0	0



2. 地域子ども・子育て支援事業

(1) 利用者支援事業

子育てゆめるん課 子育て支援係

平成28年4月～正規職員を「子育て支援コンシェルジュ」として市役所担当課に1名配置。

(2) 延長保育事業（0歳～5歳）

子育てゆめるん課 子ども育成係

単位：人

		29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	合計	112	680	171	690
	2号（保育）	77	531	106	537
	3号（保育）	35	149	65	153
②確保方策	延長保育事業	664	664	659	659
② - ①		552	▲ 16	488	▲ 31

1) 市立保育所 ※以下の数値は上記表に含む

2号（保育） 77人

3号（保育） 35人

〔短時間認定 16:00～18:00

標準時間認定（市・神代のみ） 7:00～7:30、18:30～19:00〕

2) 幼保連携型認定こども園（松帆南・北） ※以下の数値は上記表に含む

2号（保育） 0人

3号（保育） 0人

〔短時間認定 7:30～8:30、16:30～18:30〕

—— 保育時間について ——

◇公立保育所（市・神代保育所除く）

2号・3号認定：短時間 8:00～16:00

2号・3号認定：標準時間 8:00～18:00

土曜日 8:00～12:00

◇幼保連携型認定こども園（松帆南・北）

1号認定 8:30～14:00

2号・3号認定：短時間 8:30～16:30

2号・3号認定：標準時間 7:30～18:30

土曜日 7:30～18:30

(3) 放課後児童クラブ（学童保育）【小学1年生～6年生】

体育青少年課

開設地区：13カ所（登録人数：267人）

※未開設の校区3カ所（西淡志知・三原志知・沼島）

単位：人

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	267	346	268	349
②確保方策	320	320	300	300
② - ①	53	▲ 26	32	▲ 49

※実績値（登録人数）は月平均値

校区別内訳（※湊、辰美はH29年度新規開設）

小学校区	年度	実績(月平均)	①量の見込	②確保方策	②-①
1 広田	H28	49	40	40	0
	H29	50	40	40	0
2 倭文	H28	13	20	20	0
	H29	13	20	20	0
3 松帆	H28	21	25	25	0
	H29	20	25	25	0
4 榎列	H28	35	30	30	0
	H29	26	30	30	0
5 八木	H28	33	30	30	0
	H29	33	30	30	0
6 市	H28	40	30	30	0
	H29	46	30	30	0
7 神代	H28	27	20	20	0
	H29	19	20	20	0
8 賀集	H28	24	20	20	0
	H29	20	20	20	0
9 福良	H28	3	20	20	0
	H29	5	20	20	0
10 北阿万	H28	16	25	25	0
	H29	19	25	25	0
11 阿万	H28	7	20	20	0
	H29	8	20	20	0
未開設校区	H28	0	69	20	▲49
	H29	3 (湊) 5 (辰美)	66	40	▲26
合計	H28	268	349	300	▲49
	H29	267	346	320	▲26

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）【0～5歳】 子育てゆめるん課 子育て支援係

契約施設3か所（淡路学園・明石乳児院・聖智学園）

単位：人

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	0	25	12	26
②確保方策	25	25	26	26
② - ①	25	0	14	0

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

健康課

単位：人

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	323	336	355	346
②確保方策	336	336	346	346
② - ①	13	0	▲9	0

29年度実績内訳

単位：人

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
対象人数	24	29	31	31	25	28	32	31	24	20	22	26	323
訪問人数	24	29	31	30	25	28	31	30	24	19	20	24	315

訪問率 97.5% （※28年度 98.1%）

4か月健診までに訪問できなかった理由

- ・他市在住（4人）
- ・入院中（2人）
- ・健診直前転入（1人）
- ・拒否（1人）

(6) 養育支援訪問事業

健康課・福祉課・子育てゆめるん課 子育て支援係

単位：人

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	0	9	0	9
②確保方策	9	9	9	9
② - ①	9	0	9	0

(7) 地域子育て支援拠点事業【0～2歳】

子育てゆめるん課 子育て支援係

平成28年9月1日より拠点を「働く婦人の家」から「ゆめるんセンター（旧・二宮保育所跡地）」へ移転して実施。

単位：人日/年

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	11,525	9,588	12,079	9,780
②確保方策	9,588	9,588	9,780	9,780
② - ①	▲1,937	0	▲2,299	0

※実績値はイベント参加合計人数（子どもの人数のみ）

- ◆登録人数 596人（うち、0～2歳は456人）
- ◆イベント開催 451回

※出前ひろば「せいだん」は公民館の改修工事による利用制約のあった期間があるため、全体として前年度実績と比較して減少している。
（現在は代替施設で再開）



(8) 一時預かり事業

子育てゆめるん課 子ども育成係

1) 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり【3～5歳】

公立3園・公立認定こども園1園・私立幼稚園で実施

単位：人日／年

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	17,920	29,280	19,981	29,520
②確保方策	29,280	29,280	29,520	29,520
② - ①	11,360	0	9,539	0

2) 保育所等における在園児以外の一時的預かり【0～5歳】

- ・公立保育所2園（ちどり、志知）
- ・ファミリーサポートくらぶ（～H29.11）
- ・ファミリー・サポート・センター（H29.12～）

単位：人日／年

	29実績	29計画	28実績	28計画
①量の見込	1,215	1,550	1,235	1,576
②確保方策	1,550	1,550	1,576	1,576
② - ①	335	0	341	0

29年度実績内訳

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
ちどり	8	24	59	57	71	48	34	43	55	48	50	39	536
志知	13	31	42	40	48	68	70	94	71	54	62	45	638
ファミサポ	2	4	9	7	8	1	0	2	2	1	2	3	41
計	23	59	110	104	127	117	104	139	128	103	114	87	1,215

(9) 病児・病後児保育事業

子育てゆめるん課 施設管理係

単位：人日／年

	29 実績	29 計画	28 実績	28 計画
①量の見込	0	333	0	338
②確保方策	0	333	0	338
② - ①	0	0	0	0

(10) ファミリー・サポート・センター事業【小学生】

子育てゆめるん課 子育て支援係

平成29年12月 子育て学習・支援センター（ゆめるんセンター）内に南あわじ市ファミリー・サポート・センターを開設。

単位：人日／年

	29 実績	29 計画	28 実績	28 計画
①量の見込	0	169	0	170
②確保方策	0	169	0	170
② - ①	0	0	0	0

※未就学児を対象としており、小学生を対象とした相互援助活動は未実施。

(11) 妊婦健康診査

健康課

制度改正により、償還払いから平成27年4月より助成券方式を導入。

単位：人、回／年

	29 実績	29 計画	28 実績	28 計画
①量の見込	471	359	542	365
②確保方策	359	359	365	365
健診回数	3,410	4,620	4,067	4,704
② - ①	▲112	0	▲177	0

平成29年度実績の内訳	受診者数	健診回数
平成28年度交付の助成券使用	183人	1,288回
平成29年度交付の助成券使用	288人	2,122回
計	471人	3,410回

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

子育てゆめるん課 子ども育成係

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

子育てゆめるん課 子ども育成係

第二期子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール【内閣府案】

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成に係るスケジュール(案)

		2018年度												2019年度	2020年度							
		7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月												
自治体	<p>第二期計画作成のための利用希望把握調査(ニーズ調査)を実施</p>	<p>第二期計画作成期間 量の見込みを算出し 確保方策とその実施 時期等を記載</p>												<p>市町村子ども・ 子育て会議の 意見を聴く</p>	<p>第二期計画 期間開始 2020年度 ～2024年度</p>							
																<p>第二期市町村計画作成における「量の見込み」 の算出等の考え方を自治体へ策出</p>	<p>基本指針の 改正を検討</p>	<p>基本指針の改正作業</p>	<p>改正基本指針公布</p>	<p>量の見込みと確保方策の調査</p>		
国															1							

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方(案)の概要

第二期市町村子ども・子育て支援事業計画作成にあたっての量の見込み算出等の考え方(案)の方針

○第一期市町村子ども・子育て支援事業計画作成時の「量の見込みの算出等のための手引き」(以下「第一期手引き」という。)を参照することを前提とし、原則として第一期手引き発出後に追加した項目、あるいは第二期市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、新たに記載、修正する項目のみを記載する

追加する主な項目

- ◆「子育て安心プラン」「中間年見直し時の手引き」「改正基本指針(平成30年内閣府告示第56号)」を踏まえた項目
- 量の見込みの算出に当たっては、トレンドや政策動向、地域の実情等を十分に踏まえるとともに、子育て安心プラン実施計画との整合性の確保を図りつつ、必要に応じて補正を行うこと
(特に、保育の受け皿整備の進捗による潜在需要の喚起や、女性就業率の上昇傾向に留意)
- 都市開発部局との十分な情報共有
- 幼稚園における預かり保育等の取扱い
 - ・幼稚園において、預かり保育の充実(長時間化・通年化)により、保育を必要とする子どもの預かりニーズにも適切に対応可能であると認められる場合には、2号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
 - ・一時預かり事業(幼稚園型Ⅱ)による2歳児受入れや幼稚園における長時間預かり運営費支援事業による0～2歳児の受入れを行う場合は、3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めることが可能
- 企業主導型保育施設の地域枠の活用
 - ・企業主導型保育施設の設置者と市町村が調整を行い、地域枠について市町村の利用者支援の対象とした場合には、2号認定子ども及び3号認定子どもに係る教育・保育の提供体制の確保の内容に含めて差し支えない

○特定教育・保育施設等の定員の取扱い

- ・必要利用定員総数が当該年度よりも翌年度が上回る場合には、翌年度の必要利用定員総数に基づき需給調整を行う
- ・新たに整備を行った保育所や認定こども園については、運営開始後1～3年目は4・5歳定員を少なく設定し、2年目以降、入所児童の進級に伴い、4・5歳児の定員の増加を図るなど、施設側と調整し、地域の保育ニーズに伴い、柔軟な定員設定を行う

◆発出した事務連絡等を踏まえた項目

- 量の見込みの算出に用いる子どもたちの年齢について(平成26年4月17日子ども・子育て支援新制度説明会資料2<3>)
 - ・量の見込みの算出に用いる子どもたちの年齢については、「調査又は抽出時における年齢」が回答時点における年齢に最も近く、各年齢のニーズをより適切に把握できると考えられるが、市町村の判断で4月1日時点での年齢(学年齢)とすることも可能
- 放課後児童健全育成事業の量の見込み算出時の留意事項(平成26年5月1日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課事務連絡)
 - ・就学児に対する利用希望把握調査を行わない場合には、就学児の利用意向を用いて量の見込みを算出するよりも量が多く見込まれる傾向があるため、例えば第一期市町村子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと実際の利用実績のかい離度を踏まえるなどの方法により、適正な補正を行う

◆政策動向や現在の子ども・子育てをめぐる状況を踏まえ、新たに追加することが必要な項目

- 放課後子ども新総合プラン(仮称)を踏まえた量の見込みの算出
 - ・放課後子ども新総合プラン(仮称)では、女性の就業率の上昇や保育ニーズの高まりを踏まえ、2023年度末までに放課後児童クラブの約30万人分の更なる受け皿を拡大することを踏まえ、量の見込みを算出すること

◆その他、留意が必要な項目

- 0歳児の保育の量の見込みの算出について
 - ・育児休業の取得状況の実態等を踏まえ、量の見込みを適切に算出

基本指針の改正方針について

改正のポイント

- 改正内容として考えられるものは、以下のとおり。
 - (1) 平成28年の児童福祉法改正による社会的養育に関する抜本的改正（市町村・都道府県の役割と責務の明確化、家庭養育優先原則など）の反映
 - (2) 放課後子ども新総合プラン（仮称）の策定による量（ニーズ）の見込みの考え方の変更の反映
 - ※ 子育て安心プランの内容に関しては、既に改正済みであり、平成30年3月30日告示・4月1日施行
 - (3) その他新制度施行後の関連施策の動向の反映
- これらのポイントについて、今後改正の検討を行っていく。

参考

- 子ども・子育て支援法（平24法65）（基本指針）第六十条 内閣総理大臣は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制を整備し、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。
 - 2 基本指針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 子ども・子育て支援の意義並びに子ども・子育て支援給付に係る教育・保育を一体的に提供する体制その他の教育・保育を提供する体制の確保並びに地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 二 次条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画において教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるに当たって参酌すべき標準その他当該市町村子ども・子育て支援事業計画及び第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画の作成に関する事項
 - 三 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 四 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
 - 五 前各号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援給付並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の円滑な実施の確保その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項
- 3・4（略）

今後のスケジュールについて（案）

年度	月	市	県	委員		
28	2月	★第11回子ども・子育て会議		第2期任期 H27.10.1 ～H29.9.30		
	3月	◇計画に関する中間年の見直しの検討				
29		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「提供体制の確保方策」 </div>	※平成29年3月に、教育・保育の量の見込みの見直し状況について、県へ調査予定	※公募委員の募集 ※委員推薦等調整		
					7月	◇公募委員の募集（広報誌・市HP等）
					8月	⇒公募があった場合、審査委員会にて審査 ★第12回子ども・子育て会議（8/8）
	9月	見直し後計画の数値等の修正 ←	見直し後計画の内容確認			
	10月	★第13回子ども・子育て会議（10/30） ⇒委員の委嘱等	◆見直し後計画（市町）の積み上げ、県計画の改定作業 ◆中間とりまとめ状況の子ども・子育て会議への報告 ◆県計画（見直し後）の子ども・子育て会議への付議	第3期任期 H29.10.1 ～H31.9.30		
	11月	◇見直し後計画の子ども・子育て会議への付議				
2月	★第14回子ども・子育て会議（2/19）					
3月	中間年見直し公表					
30	4月	市町計画（改定後）施行	県計画（改定後）施行			
	8月	★第15回子ども・子育て会議				
	10月	★第16回子ども・子育て会議（予定） ◇次計画に向けた保護者アンケート調査検討				
	12月頃～	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 保護者アンケートの集計、分析 庁内関係部署の調整会議 アンケート調査報告書作成 （教育・保育の量の見込み） </div>				
2月	★第17回子ども・子育て会議（予定） ◇アンケート調査結果報告					
31	4月	◇教育・保育の量の見込み・確保方策の検討				
	10月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> 庁内関係部署の調整会議 事業計画（素案）の検討、作成 庁内関係部署の調整会議 事業計画（案）の作成 パブリックコメント </div>				
		◇最終調整後、事業計画策定 県へ提出				
3月	◇最終調整後、事業計画策定 県へ提出		第4期任期 H31.10.1 ～H33.9.30			
32	4月	第二期子ども・子育て支援事業計画 施行（予定）				